

社会福祉法人 三樹会



にじの森保育園

入園のしおり

（重要事項説明書）

住所：東京都荒川区南千住 8-13-1

TEL：03-6806-7900

目次

I にじの森保育園の運営について

1. 施設運営者	1
2. 施設の目的及び運営の方針	1
3. 提供する保育の内容	1
4. 職員の職種、員数及び職務の内容	2
5. 保育の提供を行う日及び時間・提供を行わない日	2
6. 利用者負担その他の費用の種類、支払いを求める理由及び金額	3
7. 小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員	3
8. 保育園の利用について	3
9. 届出が必要な事項	4
10. 緊急時等における対応方法	4
11. 保育園の安全対策	5
12. 非常災害対策	5
13. 虐待防止のための措置に関する事項	10
14. その他保育施設の運営に関する事項	10

II 法人・保育の理念、保育目標

1 法人の理念	12
2 保育の理念	12
3 保育目標	13

III 保育の内容・保育園生活[登園・降園、服装、持ち物、寝具]

1 0歳児ひよこ組	14
2 1歳児りす組	15
3 2歳児うさぎ組	16
4 3歳児ぺんぎん組・4歳児ぱんだ組・5歳児らいおん組	17
5 接続期カリキュラム	18
6 年間行事予定	19

IV 保育園生活

1 登園・降園	20
2 服装	20
3 給食について	21

V	保健について	23
1	持病について	23
2	体調不良のときは	23
3	感染症について	24
4	保育園をお休みするとき	25
5	薬について	25
6	保育園での健康管理	26
7	保育園でのけが	26
8	感染症の登園基準について	27
VI	個人情報の保護（別紙①参照）	29
VII	その他	29
VIII	ご意見・ご相談・ご要望窓口の設置	30
IX	その他、お願い	31
X	平面図	31

別紙①：にじの森保育園における個人情報保護について

巻末添付

別紙②：延長保育について

巻末添付

I にじの森保育園の運営について

このしおりは、これからの園生活に関わる重要なことが書かれています。在園中は大切に保管して下さい。尚、内容に変更がある場合は速やかに変更内容をお知らせ致します。

1 施設運営者

名 称	社会福祉法人三樹会
所 在 地	埼玉県さいたま市南区鹿手袋 4-17-22
電 話 番 号	048 - 829 - 7750

2 施設の目的及び運営の方針

施 設 の 目 的	児童福祉法に基づいて、乳児及び幼児の保育事業を行う。
運 営 方 針	1 やさしく思いやりのある子 2 考える子 3 元気いっぱい遊べる子 の三原則を柱とし、個々の発達や年齢に応じた保育を行うよう心がけ、子どもたちの主体性・自主性を育てるため、異年齢児保育を取り入れ、健康で活動的な明るい子どもたちを育成します。そして、保護者が安心して子どもを預けることの出来る保育園、子どもが喜んで登園する保育園、保育者も楽しんで保育にあたる保育園を目指します。

3 提供する保育の内容

●保育園の概要

名 称	にじの森保育園（認可保育所）
所 在 地	東京都荒川区南千住 8-13-1
電 話 番 号	03-6806-7900
認 可 年 月 日	平成 29 年 4 月 1 日
開 設 年 月 日	平成 29 年 4 月 1 日
職 員 数	43人
取扱う保育事業の種類	乳幼児の保育（162名）、産休明け保育、子育て支援保育 延長保育、緊急一時保育、要支援児保育
規 模	建築面積 1414.67 m ² 園庭 代替地として汐入公園を使用
園 舎 構 造	鉄骨造 1階建て 竣工 平成 29 年 3 月

4 職員の職種、員数及び職務の内容

※年度により、員数に変更があります。

職 種	員 数	職 務 の 内 容
施 設 長	1 人	保育園の運営管理全般と、職員の指揮監督
主任保育士	1 人	施設長不在時の保育園の運営管理全般と、職員の指揮監督、保育士間の業務調整、保育向上のための技術指導、指導計画・特別行事計画の作成指導、保健衛生に関する計画策定と指導、給食業務の監督
副主任保育士	1 人	主任保育士不在時の保育士間の業務調整、保育向上のための技術指導、指導計画・特別行事計画の作成 入園児の保育業務と連絡調整、遊具の安全点検、園内環境整備
保 育 士	22 人	入園児の保育業務と保護者との連絡調整、遊具の安全点検、園内環境整備
保 育 補 助	8 人	保育業務の補助、園内環境整備
看 護 師	1 人	入園児の保健衛生業務、保育室の衛生管理、入園児及び職員の健康管理業務、保育業務
事 務	1 人	保育園の運営管理に必要な事務処理、契約事項、経理事務及び園内業務
栄 養 士	3 人	献立作成、アレルギー食品対策、食育、給食調理業務、給食室の安全管理・衛生管理、炊具食器の整備保管管理
調 理 員	2 人	給食調理業務、給食室の安全・衛生管理、炊具食器の整備保管
子育て交流 サロン支援員	1 人	子育て交流サロンに関する業務
用 務	1 人	清掃、備品の管理など、保育園の環境整備に関する業務
嘱 託 医	1 人	入園児の健康診断、園児ならびに職員の健康相談、園舎の衛生管理に関する助言指導

5 保育の提供を行う日及び時間・提供を行わない日

開 所 日		月曜日から土曜日まで
開 園 時 間 (月～土)	標準時間	7 時 1 5 分から 18 時 1 5 分まで
		延長保育は、18 時 1 5 分から 1 9 時 1 5 分まで（土曜日を除く）
	短 時 間	9 時 00 分から 17 時 00 分まで
		延長保育は、17 時 0 0 分から 1 9 時 1 5 分まで ※スポット延長保育のみ利用可能。
休 園 日		年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）・日曜・祝日・ 悪性伝染病・天災・その他やむを得ない事情で保育が困難と 認めた時
1 歳誕生日までの保育時間		8 時 30 分～17 時 00 分

6 利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及び金額

(1) 通常保育料

- ・延長保育料は荒川区が規則で定める金額を当園にお支払いいただきます。※別紙③参照
- ・土曜保育は、原則として両親仕事のお子さんのみお預かりいたします。

(2) 実費をご負担いただくもの 別紙②参照

- ・月極延長保育料 荒川区が定める料金
- ・スポット延長保育料 30分 400円
- ・閉園後（19時15分以降） 30分 3000円
- ・園外保育にかかる実費 ・給食試食にかかる実費 400円

7 小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員

年 齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
組 名	ひよこ	りす	うさぎ	ぺんぎん	ばんだ	らいおん	
定 員	12人	30人	30人	30人	30人	30人	162人

※入所対象児・・・生後57日から就学前まで

8 保育園の利用について

事 項	内 容
利用開始について	・入園児童は荒川区保育園等入園のしおりに基づき、荒川区が決定します。 ・入園にあたっては、支給認定証が必要です。 ・入園された後、家庭状況に変更があった場合や支給認定証の期限が切れる場合には、荒川区保育園等入園のしおりに記載のとおり手続きが必要になります。
利用終了について	・2号、3号認定に該当しなくなったとき（卒園を含む） ・保護者から退園の申出があったとき ・利用継続が不可能であると区が認めたとき ・その他、保育園の管理及び保育の提供の為に必要な指示に違反し、公の秩序を乱す行為等、利用継続の重大な支障又は困難が生じ、区との協議により、区の下承を得たとき
欠席する場合又は登園の時間が遅れる場合	・当日に欠席の連絡をする場合または登園が遅れる場合は、その日の8時45分までにコドモンまたはお電話にてご連絡ください。 ・8時45分以降はお電話にてご連絡をお願いします。
毎朝の体温等の確認	・登園前に必ず体温や健康状態などの確認を行ってください。
感染症について	・こども家庭庁「保育園における感染症対策ガイドライン」に沿って予防や対応を行います。
投薬について	・医療行為に当たる為、原則として行いません。但し、医師の処方を受けた薬に限り、お預かりします。薬を預ける際には「与薬連絡票」の記入と薬剤提供書の提出が必要となります。 ・投薬が必要な場合は個別にご相談下さい。

9. 届出が必要な事項

家庭の状況に変更があったときは、速やかに園にお知らせください。

(緊急連絡先・住所・妊娠・出産・育児休業等・転園・退園)

※下記表に変更があったときは区役所への届出が必要になります。

変 更 内 容	必 要 書 類
勤務先が変更になった場合	・教育・保育給付認定変更申請書 ・勤務証明書 (内職・自営の場合は就労状況報告書)
勤務先を退職し、求職中の場合	・教育・保育給付認定変更申請書 【求職期間は、退職日の翌月から3ヶ月間 (1日を基準日とする)で、その期間内に就労証明書の届出がないと、退園になります】
求職中の方が勤務を開始した場合	・教育・保育給付認定変更申請書 ・就労証明書
住 所 の 変 更 が あ っ た 場 合	・区内転居 住所変更届 ・区外転出 引き続き在園を希望される場合は、 入園相談係へご相談ください
家族構成に変更があった場合	・教育・保育給付認定変更申請書 ・結婚・離婚 入園相談係へご相談ください
妊 娠 ・ 出 産 ・ 育 休 の 場 合	・教育・保育給付認定変更申請書 ・妊娠が分かった時→母子手帳の写し ・育児休業取得申請書 ・育児休業復帰証明書

10. 緊急時等における対応方法

- (1) 保育実施中に、容態の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、囑託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。
- (2) 保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育園が責任を持って、しかるべき対応を行いますので、あらかじめ御了承ください。

医 療 機 関 (囑 託 医)	東京リバーサイド病院 (小児科) 所在地：荒川区南千住 8-4-4 電 話：03-5850-0311
消 防 署 (救 急)	管轄消防署名 汐入出張所 所持地：荒川区南千住 8-2-4 電 話：03-3807-0119
警 察 署	管轄警察署名 南千住警察署 所在地：荒川区南千住 6-45-43 電 話：03-3805-0110

1 1 保育園の安全対策

- (1) 玄関の開閉はオートロックで行っています。近年、子どもが危機にさらされている状況から保育園でも年数回不審者対応訓練を行います。子どもをねらった犯罪が増えています。登降園の際は子どもから目を離さず、一緒に行動しましょう。
- (2) 毎月、計画にそって、園児の避難誘導の訓練を実施します。
また、防災（消防）計画に基づき消防署、荒川区の指導の下に園児への誘導、消火の訓練も行います。なお、9月1日は防災の日です。保護者の方に園児を引き渡す訓練を行います。
- (3) 防災設備として自動火災報知機、煙感知器、誘導灯、消火器を備えています。各種施設設備は法定の点検を確実に実施します。

災害や事故の発生に備え設備を整えるとともに、定期的な避難訓練や不審者の侵入防止などの訓練を行っています。

また、水害（河川の氾濫・道路冠水・侵水等）・土砂災害等地域の実情を把握し災害に円滑に対処できるよう「避難確保計画」を策定しています。

緊急時の安全確保のため、防犯・防災用品を常備し、いつでも使えるようにしています。また、日頃から職員の役割を明確にし、関係機関とも連絡をとっています。

12 非常災害対策

消 防 計 画 作 成 (変更) 届出書	荒川消防署 令和4年4月21日届出
避 難 訓 練	火災及び地震等を想定した避難訓練（月1回）を実施します。
防 災 設 備	自動火災報知機・ガス漏れ報知機・非常警報装置・非常用電源 誘導灯・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理
避 難 場 所	第1避難場所・・・にじの森保育園 第2避難場所・・・都立汐入公園一帯 津波時避難場所・・・汐入小学校

(1) 災害時連絡方法

- ◇ コドモン
- ◇ 災害伝言ダイヤル(園の固定電話又は携帯電話使用)

(2) 緊急時の保育について

- ・ 園内での保育の場合は担任、責任者を含む複数の保育士にてお迎えまで保育を行います。
- ・ 園外での避難の場合は担当保育士複数名、責任者にてお迎えまで保育を行います。
- ・ 給食が提供できない場合は、備蓄食を提供する場合があります。

(3) 緊急時の引き取りについて

- ・ 災害時は、すみやかにお子さんをご家庭にお返しすることになります。日ごろからご家庭での役割分担など、非常時について話し合っておいてください。
- ・ 避難時は避難場所を園に掲示します。電話が通じないことも予想されますので、テレビ、広報車、サイレン等で情報を得ましたら、すぐに迎えに来てください。
- ・ 大規模地震発生時にはN T Tの「災害伝言ダイヤル」番号「171」を利用します。

(4) 災害時や不審者への備え

- 警察への緊急システム（学校 110 番）・セキュリティシステム・火災通報装置・AED等を設置し、安全が確保できるような体制を整えています。
- 随時、事故情報、不審者情報、感染症情報等をお知らせし、安全管理に努めています。
- 不測の事態に備えて、消防署、警察署の指導を受け、定期的に避難訓練（地震、火災、水害）、不審者対応訓練などを行っています。
- 備蓄食品や非常持出し袋を用意し、救急用品や情報を受けるラジオなどを備えています。
- 大きな災害、事故があった時は、子どもの精神的なフォローを保護者の皆様と一緒にを行います。

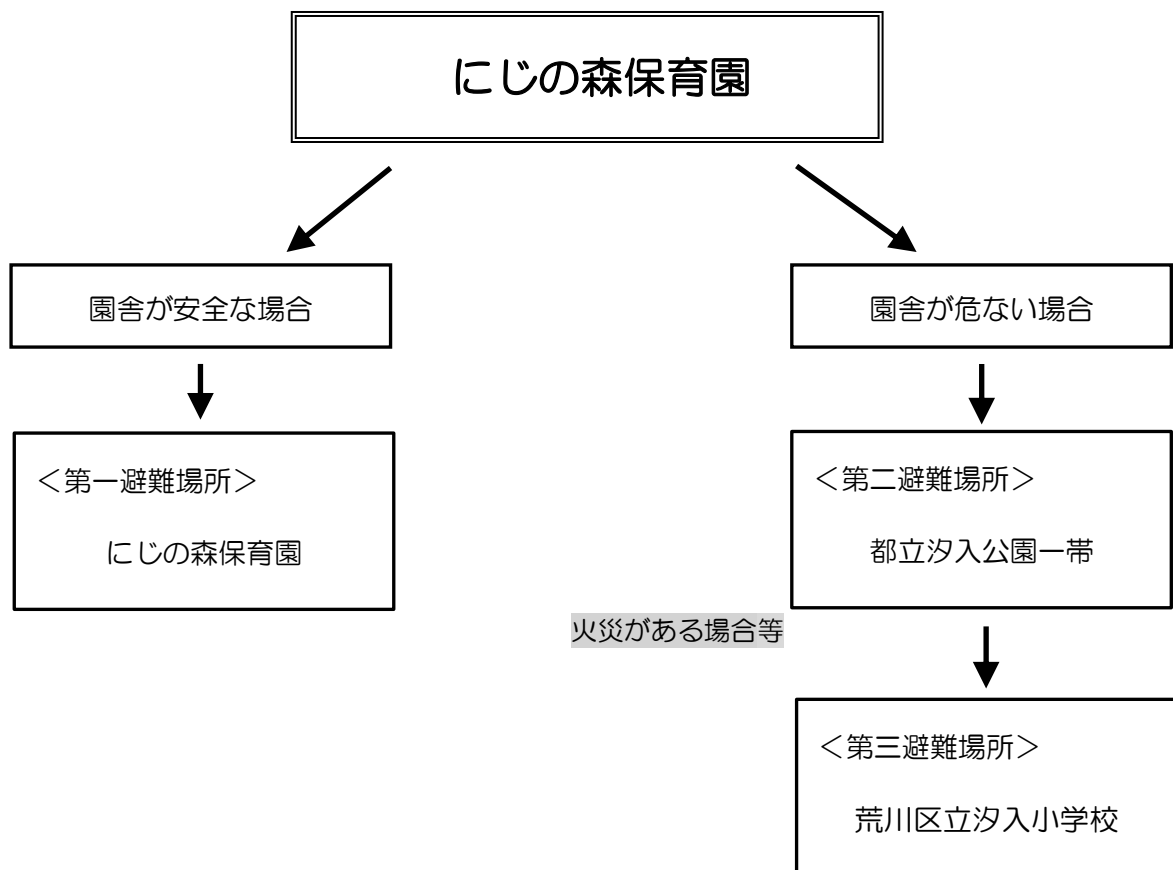
保育園では防災対策に万全を期しておりますが、保護者の方も、お子さんの生命を守るため、以下のご協力をお願いします。

- ・園で行う避難訓練に積極的に参加する。
- ・園の定めた避難経路、避難場所をよく覚えておく。
- ・緊急時の連絡先を園に届けておく。
- ・緊急時のお迎え者を決めておく。
- ・保育園 ICT システム（コドモン）に登録しておく。



(5) 地震の時の対応

—避難するとき—



速やかにお迎えをお願いします。

- ・ 電話連絡は混乱が予想されますので、できるだけ避けてください。
- ・ 園の掲示板で避難先等を確認してから行動しましょう。
- ・ 避難順路を追って子どもの引き取りに向かってください。
- ・ 夜になっても引き取りのないお子さんの安全を確保するため、応急保育を行います。
- ・ 火災発生時は延焼のない方向へ避難するので、この避難経路を通らない場合もあります。
- ・ 近隣や併設の建物が火災にあった場合は、避難する場合があります。



㊦ にじの森保育園

㊧ 荒川区立汐入小学校
荒川区南千住 8-2-3

(6) 水害の恐れがある時の対応

◆発令される避難情報

高齢者等避難開始

- ・ 保育園児（要配慮者）とその支援者は避難を開始
1 高齢者や障がい者、乳幼児等、避難に時間を要する人
- ・ その他の人は、避難準備

避難指示

- ・ 速やかに避難場所へ避難
- ・ 外出することがかえって命に危険が及ぶような状況では、近くの安全な場所への避難や、自宅内のより安全な場所に避難

緊急安全確保

- ・ 避難していない人は、直ちに安全を確保
- ・ 命の危険、直ちに安全確保

にじの森保育園

垂直避難

＜避難場所＞

保育園屋上

近隣避難

＜津波時避難場所＞

荒川区立汐入小学校

住所：荒川区南千住 8-2-3



安全に留意しながらお迎えをお願いいたします。

(7) 風水害・土砂災害等の警戒宣言が発令されたら

【開園時刻までに発令された場合】

警戒レベル 3 (高齢者等避難)	《休 園》 区と協議の上、 保育園から連絡をします
警戒レベル 4 (避難指示)	
警戒レベル 5 (緊急安全確保)	

※就労でやむを得ず保育が必要な子どもは災害状況を確認した後、可能な範囲で応急保育を行います。

【開園中に発令された場合】

警戒レベル 3 (高齢者等避難)	《家庭保育の推奨》 ●避難を開始します。但し園内が安全と判断した場合は、園内の安全な場所に避難します。 ●コドモン等で保護者に状況を伝え、速やかなお迎えを依頼します。 ●園児引き渡しを行います。 ※保護者は各自情報を収集し、直ちに速やかなお迎えをお願いします。就労でやむを得ず保育が必要な子どもは、お迎えまで応急保育を行います。
警戒レベル 4 (避難指示)	
警戒レベル 5 (緊急安全確保)	

園児の引渡し方法・・・基本的に保護者の方にお子様を引渡します。

保護者の方の引き取りが困難な場合、緊急連絡カードに記載された方にお子様を引渡します。

警戒宣言が解除されたら、安全を確認したのち保育を再開します。

給食の提供は体制が整うまで簡易給食での対応や実施を延長することがあります。



13 虐待防止のための措置に関する事項

保育園では児童虐待防止法に基づき、虐待の発生予防をはじめ虐待の早期発見、子どもや家庭の支援と見守りに努めています。

- (1) 設置者及び職員は当該児童の心身に有害な影響を与える行為は一切行いません。
- (2) 児童虐待の防止等に関する法律第5条、第6条に基づき児童虐待の早期発見に努め、虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに関係機関に通告します。
- (3) 児童虐待の防止、早期発見のための知識と技術を習得するために、毎年研修に職員を派遣し、受講させています。

14 その他保育施設の運営に関する重要事項

(1) 食事の提供

- ◇ 集団給食施設届け出書を保健所に提出済みです。(平成 29 年 4 月 1 日)
- ◇ 調理員、調乳担当者の検便は毎月行っています。

(2) 内科健診・歯科検診について

内 科 健 診	年2回嘱託医が健診します。(0・1歳児は毎月、健診があります。)
歯 科 検 診	年2回嘱託医が検診します。
身 体 測 定	毎月身長・体重の測定を行います。 結果については、コドモンの成長の記録に記載します。

当園は、以下の医療機関と嘱託契約を締結しています。

嘱 託 医	東京リバーサイド病院 所在地：荒川区南千住 8-4-4 電 話：03-5850-0311
-------	--

嘱託医の所在地地図

<東京リバーサイド病院>



(3) 自己評価の内容

職員による保育内容等の自己評価を定期的を実施し、保育向上に努めます。併せて行事アンケートを行い、サービス内容の向上に努めます。

(4) 職員への研修の実施状況

職種、経験に基づき各自の仕事の専門性を高めるために法人研修・外部研修等全ての職員に実施します。

(5) 損害賠償保険への加入

加入保険会社	独立行政法人スポーツ振興センター
保 険 の 種 類	災害共済給付契約

加入保険会社	東京海上日動火災保険株式会社
保 険 の 種 類	園賠償責任保険・園児団体傷害保険

Ⅱ 法人・保育の理念、保育目標

1 法人の理念

＜子育てをしている保護者を支援して、子どもたちの健やかな自立を見守っていくことで地域の福祉に貢献する＞

社会福祉法人三樹会は、多様な福祉サービスがその利用者(保護者)の意向を尊重して総合的に提供されるように創意工夫し、利用者(子ども)が、個人の尊厳を保持しつつ心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、児童福祉法・児童憲章・子どもの権利条約に基づいた保育事業を行うことをめざします。

2 保育の理念

(1) 園長理念

＜子育てしている人たちが安心して園に集まり、地域も元気に楽しくなれるような園を目指す＞

(2) 保育ルール

＜子ども主体の保育を行うこと＞

(3) 目指す子ども像

- ・自分を大切にできる子ども
- ・自分から考えて行動できる子ども
- ・心と頭と身体のバランスがとれている子ども
- ・やさしくて強い心を持つ子ども
- ・地球を慈しむ心を持つ子ども
- ・やり遂げる気持ちを大事にできる子ども

地域共同体として伝承されてきた文化に基づく子育ての環境は、時代が移り、生活様式が変わったのと同じように変化してきました。そうした社会の中で保育園のありようも変化を求められ長時間保育、子育て支援に重点が置かれるようになりました。しかし保育園が果たすべき役割、子どもたちの養護や援助といった本来の目的は見失われてはならないものです。

日々の活動にあたっては、子ども一人ひとりを大切にするために子どもが人的、物的環境と主体的に関わり、環境に内在する遊びを子ども自らが見つけ出し工夫して、伝承する保育を基本とします。こうした子ども主体の保育を援助し支え実現するためには「子どもと保育者が共に生活環境を創造する」ことが大切です。

保育園は、子どもと保護者と保育者が共に生きる生活の場です。ここで生活する人はお互いがお互いの「生活者モデル」となります。遊びを中心に生活者としての役割・仕事、一年を意味あるものにする行事など子どもの生活を演出し、子どもが子どもらしく、大人が大人らしく生きるための創意工夫が日々の保育に醸し出されることで子どもたちの心と身体に「生きる力」「創造する力」を蓄えたいと願っています。

「生きる力」「創造する力」を働かせるためには、一人ひとりが自分を発揮できなければなりません。自分を発揮するためには、人と人との関係も上手に作り上げなければなりません。「私は私。でも私は私たちの中の私。」自己を発揮しながら他者と協調することができる、そうした調整機能を持った自我を育てることも保育園の大切な使命であると考えます。

3 保育目標

やさしく思いやりのある子

- 相手の人権を尊重し、思いやりのある心を育てる。
- 積極的に遊びや生活が出来るようにし、自主性や協調性といった社会生活の基礎となる態度を養う。

考える子

- 生活の中でことばでの興味や関心を育て、豊かな情操、思考力、表現力の基礎を培う。
- 自然の世界に多く触れ、豊かな体験を通して自分なりにものを見たり感じたり考えたりすることによって、豊かな感性と創造性を培う。
- 自然に対する知的興味や関心を育て、思考力・認識力を養い、科学的に観察する力を培う。

元気いっぱい遊べる子

- 歩く、走る、飛ぶなど戸外での活動を十分に楽しむ。
- 健康で十分な発育ができるよう薄着の習慣を身につける。
- 運動や休息、栄養をとり、規則正しい生活をおくり、自ら安全を守るような生活習慣及び態度を身につける。
- くつろいだ雰囲気の中で情緒が安定し、意欲的に遊ぶ力を育む。
の三原則を柱とし、

- 保護者が安心して子どもを預けることのできる保育園
- 子どもが喜んで登園する保育園
- 保育者が楽しんで保育にあたる保育園を目指します。

Ⅲ 保育の内容・保育園生活【登園・降園、服装、持ち物、寝具】

1 【0歳児 ひよこ組】

子ども一人ひとりに寄り添い、保護者と連絡を密にとりながら、子どもが安心して保育園生活を送れるようにします。

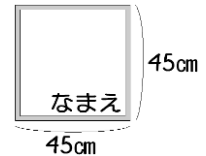
時間	保育内容
7:15	順次登園
* 8:30	※登園したら、検温をお願いします。 視診
9:20	午前おやつ
10:00	あそび
	離乳食・授乳
11:00	
12:00	午睡
14:00	
15:00	午後おやつ
16:00	あそび
* 17:00	順次降園
18:15	延長保育
19:15	補食

*満1歳までの保育時間は
8:30~17:00です。

※おむつマット

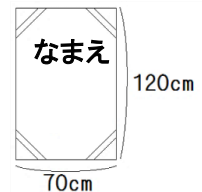
- ・衛生面を考慮して、おむつ替えの際、個人用のおむつマットを使用します。
- ※市販のもので構いませんが、手作りされる場合は下図のサイズで作ってください。

- ①キルティングの生地を45×45cmに切ります。
- ②バイアステープで周りを縫います。



※お昼寝パッド

- ・0歳児は布団でお昼寝をします。
- ・布団(+シーツ)は保育園が用意しますが、敷きパッドはご家庭でご用意ください。
- ・表面上部に大きく記名して下さい。
- ・市販、手作りどちらでも可。
(サイズは図を参考にして下さい)



※散歩用上着（冬場）

- ・子どもが動きやすいもの／フードがないもの／チャックタイプのもをご用意ください。
- ※使用開始時期になりましたら、保育園よりお知らせします。

〔持ち物〕

<毎日もってくるもの>

※ おむつマット

- 汚れ物用**エコバッグ** 1枚（巾着不可）
- ガーゼタオル （授乳時に使用）
- 食事用エプロン （食事回数分）
- 水筒（マグ） （水かお茶）

<園に置いておくもの>

- 紙おむつ 6枚程度
- おしりふき 1パック
- 箱入りビニール袋 1箱
- 着替え 3組程度

★※ お昼寝パッド

- ★ お昼寝用バスタオル（春・夏）
- ★ お昼寝用ブランケット（秋・冬）
- ★※ 散歩用上着 （冬場）
- 靴下 （予備）
- フェイスタオル （1年中）

<園から貸し出すもの> *記名しない

- ★① カラー帽
- ② 布団
- ★③ シーツ
- ④ 防災頭巾



- ・持ち物すべてに**大きくはっきりと**名前をご記入ください。
- ・園から貸し出すものには記名しないでください。
- ・園に置いておくものは、毎日数を確認して不足しているものは補充してください。
- ・★印は、週末に持ち帰り、週のはじめに洗濯済みのものをお持ちください。
- ・紙おむつは前面に名前をご記入ください。
- ・1歳半頃から身の回りのことをするようになるので、買い替えの際は**セパレートタイプ**の肌着をご準備ください。



2 【1歳児 りす組】

子どもが落ち着いて過ごせるように、また子どもの状況や興味に応じた活動を行うために、少人数のグループによる保育を行います。

保育園生活を楽しむ中で、「自分で！」という子どもたちの意思を尊重しながら、少しずつ基本的生活習慣の自立を目指していきたいと考えています。

時間	保育内容
7:15	順次登園
8:30	視診
9:20	午前おやつ
10:00	あそび
11:15	昼食
12:30	午睡
15:30	午後おやつ
16:00	あそび
17:00	順次降園
18:15	延長保育
19:15	補食

※お昼寝パッド

- ・1歳児は布団でお昼寝をします。
 - ・布団(+シーツ)は保育園が用意しますが、敷きパッドは各家庭ご用意ください。
 - ・市販、手作りどちらでも可。
(サイズは図を参考にして下さい)
- * 記名は表面上部をお願い
します。
- 

なま



※散歩用上着（冬場）

- ・子どもが動きやすいもの／フードがないもの／
チャックタイプのものをご用意ください。

*使用開始時期の頃、保育園よりお知らせします。

※避難靴（足に合ったサイズをご用意下さい）

- ・地震など災害時（避難訓練時）に使用します。
忘れず記名をお願いいたします

.....
〔持ち物〕

＜毎日もってくるもの＞

汚れ物用エコバッグ 1枚（巾着不可）

食事用エプロン（マジックテープ） 3枚

水筒（マグ）（水かお茶）

＜園に置いておくもの＞

紙おむつ 6枚程度

おしりふき 1パック

箱入りビニール袋 1箱（マチ付）

着替え（**ロンパース不可** 3組程度）

★※お昼寝パッド

★ お昼寝用バスタオル（春・夏）

★ お昼寝用ブランケット（秋・冬）

★※散歩用上着（冬場）

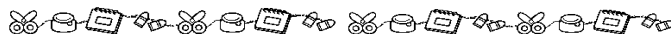
※避難靴 1足

フェイスタオル（1年中使用）

靴下（予備）

＜園から貸し出すもの＞＊記名しない

- ★ ①カラー帽
- ②布団
- ★ ③シーツ
- ④防災頭巾



- ・紙おむつはパンツタイプとし、前面に記名してください。
- ・持ち物すべてに**大きくはっきり**と名前をご記入ください。
- ・園から貸し出すものには記名しないでください。
- ・園に置いておくものは数を確認して不足しているものは補充してください。
- ・★印は、週末に持ち帰り、週のはじめに洗濯済みのものをお持ちください。



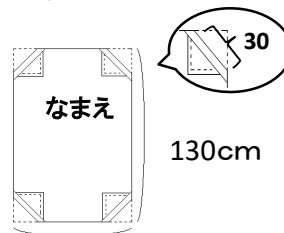
3 【2歳児 うさぎ組】

基本的生活習慣の自立の充実を目指し、保育園生活や遊びを通して「一緒に」「みんなで」と、友だちと関わる楽しさが広がるように過ごしていきます。
「自分でやりたい」という自立心と「自分でできた」という達成感を育てていきます。また、「進級するまでにパンツで生活できるようになる」という目標にご家庭とともに取り組んでいきます。

時間	保育内容
7:15	順次登園
8:30	視診
9:20	午前おやつ
10:00	あそび
11:15	昼食
12:30	午睡
15:30	午後おやつ
16:00	あそび
17:00	順次降園
18:15	延長保育 補食
19:15	

※お昼寝パッド

- ・2歳児はコット（お昼寝用ベッド）でお昼寝をします。
- ・市販、手作りどちらでも可。
図のように、**四隅を折って縫い付けてください。**
（サイズは図を参考にして下さい）
*記名は表面にお願いします。



※散歩用上着（冬場）

- ・子どもが動きやすいもの／**フードがないもの**／チャックタイプのものご用意ください。
- *使用開始時期の頃、保育園よりお知らせします。

※避難靴（足に合ったサイズをご用意下さい）

- ・地震など災害時（避難訓練時）に使用します。
- 忘れず記名をお願いいたします

〔持ち物〕

<毎日もってくるもの>

汚れ物用**エコバック** 1枚(巾着不可)
食事用エプロン 3枚
コップ(プラスチック製)
コップ入れ巾着袋
水筒(肩掛け紐付き)

<園に置いておくもの>

紙おむつ 必要な枚数5枚程度
おしりふき 1パック
箱入りビニール袋 1箱(マチ付)
着替え 3組程度
エプロン(予備用) 1枚

★※お昼寝パッド

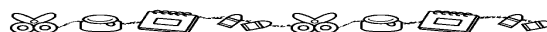
★ お昼寝用バスタオル・ブランケット

★※散歩用上着（冬場）

※避難靴 1足
レジ袋(大) 2-3枚
フェイスタオル(1年中使用)

<園から貸し出すもの> *記名しない

- ★① カラー帽
- ② 防災頭巾



- ・持ち物すべてに**大きくはっきり**と名前をご記入ください。
- ・紙おむつはパンツタイプとし、前面に記名してください。
- ・園から貸し出すものには記名しないでください。
- ・園に置いておくものは数を確認して、不足しているものは補充してください。
- ・★印は、週末に持ち帰り、週のはじめに洗濯済みのものをお持ちください。



4 【3歳児 ペんぎん組/4歳児 ぱんだ組/5歳児 らいおん組】

子どもたち自らが興味や関心をもって自主的・意欲的に関わることのできる環境を作り子どもたちの学びの芽を育てます。

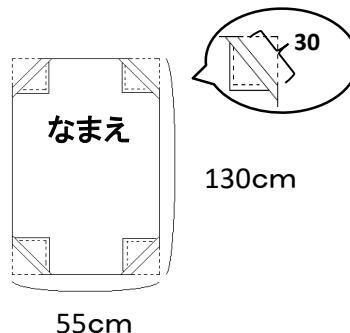
異年齢児での活動を取り入れて、子ども同士が関わりあいながら育っていく環境を作ります。

※ぺんぎん組から幼児プールに入ります。幼児プールはトイレトレーニングが完了したお子様を対象としています。

時間	保育内容
7:15	順次登園
8:30	視診
9:30	朝の会
10:00	あそび
11:30～	昼食
13:00	午睡
15:00	おやつ
16:00	帰りの会 あそび
17:00	順次降園
18:15	延長保育 補食
19:15	

※お昼寝パッド

- ・3～5歳児はコット（お昼寝用ベッド）でお昼寝をします。
- ・市販、手作りどちらでも可。
図のように、**四隅を折って縫い付けて**ください。
（サイズは図を参考にしてください）
- *記名は表面にお願いします。



※散歩用上着（冬場）

- ・子どもが動きやすいもの／**フードがないもの**をご用意ください。
- *使用開始時期の頃、保育園よりお知らせします。

○散歩用水筒 **保冷性の高いもの**

※下着のパンツの替えが無く、園から貸し出した場合は**新しいもの**を返却してください。

【持ち物】

<毎日もってくるもの>

歯磨きセット（コップと歯ブラシを巾着袋に入れる）

連絡袋

*通園バッグは大きめのリュックにしてください。

（キーホルダーやお守り等をつけることは禁止です）

※水筒（肩掛け紐付き）

<園に置いておくもの>

着替え 2組程度

※パンツ（必要な枚数）

★※お昼寝パッド

★ お昼寝用バスタオル・ブランケット

★※散歩用上着（冬場）

★ 上履き 1足

シーツ用袋（大き目のエコバック等）

上履き用袋

レジ袋（大）※汚れ物持帰り用 2-3枚

箱入りビニール袋1箱（マチ付き）

<園から貸し出すもの> ***記名しない**

★① カラー帽

② 防災頭巾



- ・持ち物すべてに大きくはっきりと名前をご記入ください。
- ・園から貸し出すものには記名しないでください。
- ・園に置いておくものは数を確認して不足しているものは補充してください。
- ・★印は、週末に持ち帰り、洗濯済みのものを週のはじめにお持ちください。



☆登園の際はお子様自身が身支度できるよう見守っていきましょう

5 接続期カリキュラム

接 続 期 カ リ キ ュ ラ ム

「接続期カリキュラム」は、子ども達の発達や学びの連続性を保障するため、幼児の教育と児童期の教育に留意して接続期を円滑にするものです。

接続期カリキュラムでは、遊びや生活を通して以下の体験をしていきます。

【健康な心と体】

- ☐ のびのびと体を動かす

【自立心】

- ☐ 自分でよく考える

【協同性】

- ☐ 友達と遊ぶことを楽しむ

【道徳性・規範意識の芽生え】

- ☐ 相手の気持ちを考える

【社会生活との関わり】

- ☐ 「ありがとう」と言われる嬉しさを感じる

【思考力の芽生え】

- ☐ 十分に試したり工夫したりする

【自然との関わり・生命尊重】

- ☐ 自然にたっぷり触れる

【数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚】

- ☐ 数や文字などに関心をもつ

【言葉による伝え合い】

- ☐ 楽しく話したりよく聞いたりする

【豊かな感性と表現】

- ☐ いろいろな表現を楽しむ

※10の「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を視点としています。

6 年間行事予定

春	☆入園式 進級式 ☆保護者会 個人面談 春の遠足（3～5歳児） 内科健診 歯科検診
夏	七夕 夏祭り 水遊び・プール遊び
秋	☆引き渡し訓練 ☆運動会（3～5歳児） ハロウィン 秋の遠足（3～5歳児） 歯科検診 眼科検診（4歳児） 内科健診 個人面談（希望者のみ） 人形劇鑑賞 ☆生活発表会（0～2歳児） 交通安全教室
冬	クリスマス会 ☆生活発表会（3～5歳児） 新年こども会 節分 お別れ遠足（5歳児） ひなまつり ☆保護者会 ☆卒園式（5歳児）

☆印は、保護者参加の行事です。

※誕生日会・災害訓練・身体測定は、毎月行います。

※保育参観・個人面談は、クラスごとに日にちを設けています。

その他、ご希望の方は随時受け付けております。

Ⅳ 保育園生活

1 登園・降園について

- 登園は、朝 9 時 20 分までにお願いします。
- 毎朝、必ず検温をしてから登園してください。
体調不良の場合、なるべく無理をせずお家でゆっくりと休養をとらせてあげてください。
- 感染症の疑いがある場合は、登園を見合わせ、必ず受診してください。
- 園周辺の路上駐車・園舎前の道路への停車はおやめ下さい。
近隣の迷惑となり、また登降園する園児に危険が及びます。
- 危険防止のため門・扉の開閉は、保護者が行い、付近にいるお子さんには、十分に気をつけて下さい。また、必ず扉を閉めたことを、ご確認ください。
- 連絡帳（ひよこ組・りす組・うさぎ組）は登園時までに、コドモンの『連絡』ページより入力し、送信してください。
- スポット延長や当日欠席・遅刻等の連絡事項がある際は、ご連絡ください。
- お迎えの方が予定と変わる場合、必ずお知らせしていただきますようお願いいたします。
※初めて来られる方には、身分を証明するものをご確認させていただきます。
※18歳未満のお迎えは、原則として認められません。
- 園でお子様が体調不良になった時や暴風雨・その他の災害の時は、早くお迎えをお願いすることがあります。
- 園からの連絡〔コドモン・掲示板〕は、よく目を通して提出を必要とするものなどは期日を守って下さい。

2 服装について

- 清潔でできるだけ薄着の習慣をつけましょう。
- 活動しやすいもの、脱ぎ着のしやすいものにして下さい。
※歩けるようになりましたら、股下のスナップ付下着や服は、避けてください。
- 避けて頂きたいもの：つなぎのズボン、フード付きの上着、スカート（卒園式を除く）
- ぺんぎん組～らいおん組は、体操教室・コーディネーショントレーニングがある日は動きやすいズボンを着用してきてください。
- 外遊びに適した靴で子どもが脱ぎ履きしやすい運動靴をご用意ください。
長靴で登園する場合は、運動靴もご用意ください。



【サブスクリプション】

保育園で使用するオムツや洋服、布団やお昼寝パットなどは保育園に届くため、ご家庭で購入をする必要がなくなります。また、朝の登園準備の負担を軽減します。

プラン		月極利用料（税込）
オムツ・おしりふき		¥3,500
ふとん又はお昼寝パット（肌掛け布団とカバー又はタオルケット）		¥2,000
洋服	0～2歳児クラス（上・下・肌着、口拭きタオル、食事用エプロン）	¥4,400
	3～5歳児クラス（上・下・肌着）	¥3,630

※サブスクは希望者のみのお支払いとなります。前月の20日までの申し込み、取り下げをお願いいたします。

3 給食について

(1) 食育の目標

子どもたちが「食」に関心をもち、自分の体を自分で守る力をつけていくために、乳幼児期はその基礎を培うことが大切です。そして、楽しく食べる子どもに成長していくことを期待し、以下の5つの子ども像の実現を目指します。

- ・お腹がすくリズムのもてる子ども
- ・食事づくり、食事の準備にかかわる子ども
- ・一緒に食べたい人がいる子ども
- ・味がわかる子ども
- ・食べ物を話題にする子ども



(2) 食育の内容

- ・「5味・5色・5法」を用いた献立の作成。
- ・添加物をなるべく使わず、薄味で素材の旨みを生かした手作りの給食とおやつ。
- ・保護者の方に「早寝 早起き 朝ごはん」の規則正しい生活をお勧めする。
- ・食育ボードを使用し、食べ物の働きを知る。
- ・野菜の栽培・収穫（3～5 歳児）
- ・クッキング
- ・行事や季節に合わせて食事形態や献立を工夫し、食べることの楽しさや食文化への興味の芽を育てる。（例）お楽しみメニュー・行事食など

(3) 保育園での取り組み

- ・食べ物の働きや朝ご飯をとることの大切さを知る。
 - ・食事の準備・後片付けの手伝いや、食材に触れることを通して、食べることについて興味・関心を持つ。
 - ・皆で一緒に食べることの楽しさを体験する。
 - ・「いただきます」「ごちそうさま」のあいさつ、よく噛んで食べる等、食事の際の良い習慣・マナーを知る。
 - ・いろいろな味を体験する。（味覚を育てる）
 - ・食べ物の「いのち」や食事を作ってくれる人に感謝する気持ちを持つ。
- （保育者は、子ども一人ひとりに合わせた食事の量を知った上で食事指導をする。）

(4) 一日のエネルギー ※ おやつも含むエネルギー

1～2 歳児	925 キロカロリー（うち保育園 465 キロカロリー・1 日の 50%）
3 歳以上児	1275 キロカロリー（うち保育園 575 キロカロリー・1 日の 45%）

○栄養士が作成した献立に基づき、食事を提供しています。毎月の献立をご覧ください。

- ・月の献立表を毎月配信しています。
- ・その日の給食の写真をコドモン資料室に載せています。

(5) 食物アレルギーについて

食物アレルギーのお子さんが増えています。食物アレルギーの中でも特に命に関わる危険性を持つのがアナフィラキシーショックと呼ばれる症状です。これは重度の食物アレルギーをもつお子さんが、原因の食物を口に入れたり触ったりする際に起こり得る症状ですが、呼吸困難等による死亡事故もある恐ろしいものです。そこで、食物のアレルギー症状が見られるお子さんについては、早期に病院にご相談し、園にお知らせください。園では、お子さんに合わせ可能な限りの除去食に対応させていただきます。

※除去食はあくまで医療行為ですので、医師の判断が必要です。保護者の方が自分だけで判断せず、医師とご相談になった上で園にお知らせ下さい。

※保育所生活管理指導表を提出していただきます。

※入園時に園長、担任保育士、栄養士、看護師、保護者の方とアレルギー面談を行います。

※生活管理指導表は、毎年、年度初めに必ず提出して頂きます。

※宗教上の食事制限にも対応します。

※園内は食べ物の持ち込みは禁止です。

万が一持ち込んだものを、誤って食物アレルギーのお子さんが口にした場合、生命の危険につながります。園内で、送迎時に何か食べながらの登降園、ベビーカー・ポケットの中に飲食物を入れたまま登降園はしないでください。



V 保健について

1 持病について

保育をしていく上で注意しなければならないことがありましたら、必ずお知らせ下さい。

(小児喘息・熱性けいれん・脱臼・アレルギー・ヘルニア・てんかんなど)

2 体調不良のときは

☆保育所における感染症ガイドライン(こども家庭庁発行)より「登園を控えるのが望ましい場合」

「保育が可能な場合」の対応方法を症状別に抜粋しますので、朝の健康観察や登園の目安にしてください。

症状	登園を控えるのが望ましい場合	保育が可能な場合
発熱のときの対応	* 発熱期間と同日の回復期間が必要 ・ 朝から 37.5℃を超えた熱とともに元気がなく機嫌が悪い ・ 24 時間以内に <u>38℃以上の熱が</u>でていた ・ 24 時間以内に <u>解熱剤を使用</u>していた * 1 歳以下の乳児の場合、平熱より 1℃以上高い時 (38℃以上あるとき) * 解熱剤を服用した場合や高熱で早退した翌日	* <u>24 時間以内に 38℃以上の熱が出ていない</u> ・ 食事や水分が摂れている ・ 発熱を伴う発疹がでていない ・ 排尿の回数が減っていない ・ 咳や鼻水を認めるが悪化していない
下痢のときの対応	・ <u>24 時間以内に複数回の水様便</u>がある ・ 食事や水分を摂ると下痢をする ・ 下痢に伴い、体温がいつもより高めである ・ 朝、排尿がない ・ 機嫌が悪く、元気がない ・ 顔色が悪くぐったりしている	・ <u>感染の恐れがないと診断されたとき</u> ・ 24 時間以内に水様便がない ・ 食事、水分を摂っても下痢がない ・ 発熱が伴わない ・ 排尿がある
嘔吐のときの対応	・ <u>24 時間以内に複数回の嘔吐</u>がある ・ 嘔吐に伴い、水分も欲しがらない ・ 機嫌が悪く、元気がない ・ 顔色が悪くぐったりしている	・ <u>感染の恐れがないと診断されたとき</u> ・ 最終嘔吐から 24 時間経過している ・ 発熱が見られない ・ 水分摂取ができ食欲がある ・ 機嫌がよく元気で、顔色も良い
目に症状があるときの対応	・ 目ヤニが出ている ・ 目の充血 ・ まぶたの腫れ が見られ、その症状が持続している場合	・ <u>感染の恐れがないと診断されたとき</u>

症状	登園を控えるのが望ましい場合	保育が可能な場合
咳のときの対応	*前日に発熱がなくても ・夜間しばしば咳のために起きる ・喘息や呼吸困難がある ・呼吸が速い ・呼吸器症状（息苦しさ・呼吸困難） ・37.5℃以上熱を伴っている ・元気がなく機嫌が悪い ・食欲がなく朝食、水分が摂れない ・少し動いただけで咳が出る	・37.5℃以上の熱を伴っていない ・喘息や呼吸困難がない ・呼吸が速くない ・機嫌がよく、元気がある ・朝食や水分が摂れている
発疹のときの対応	・発熱とともに発疹があるとき ・今までになかった発疹が出て感染症が疑われ、医師より登園を控えるよう指示されたとき ・口内炎のため食事や水分が摂れないとき *とびひの場合、患部を覆えないときや滲出液が多く他児への感染のおそれがあるとき、かゆみが強く手で患部を掻いてしまうとき	<u>・感染のおそれがないと診断されたとき</u>
その他の対応	・集団生活が送れない場合 <例> ・機嫌が悪い、睡眠がとれていない、食事がとれない等	

●「いつもと様子が違う」体調不良のサインかもしれません。体調が悪い時は早めに病院を受診し、無理をしないようにしましょう。

集団生活が送れない場合は登園をお控え下さいますようご協力ください。

治癒後、登園する場合は、医師に登園の可否をお尋ね下さい。病気によっては医師の「登園証明書」が必要です。必要な時は園にお申し出下さい。

なお、送り迎えのご家族が病気にかかられている場合は、玄関での対応となりますので、門前インターホンにてお知らせください。



3 感染症について

人から人へ移る感染症は、保育園において集団感染しやすく、注意が必要です。

感染症は、学校保健安全法及び学校保健安全法施行規則に書類やその出席停止時期が定められています。

感染症にかかった場合は、医師の診断を受け、登園許可を得てから登園してください。

※ 感染症の疑いがある場合は、必ず医師の診断を受けてください。

※ 感染症と診断された場合は、必ず保育園にご連絡ください。

※ 感染症が完治して登園する際には、医師の証明がなければ登園できません。

登園の際には、「登園証明書」を提出してください。

園での予防対策

下痢や嘔吐物・血液・尿がついた衣類シーツ類は感染拡大防止の為、洗わずにそのままお返しします。

保護者には保育園玄関の掲示で発症状況を伝え、子どもの健康状態の把握や二次感染予防の協力をお願いしています。

4 保育園をお休みするとき

- (1) 園をお休みすることが事前にわかっている時は、早めにお知らせください。
- (2) 当日の欠席連絡、または登園が遅れる時は、朝 8 時 45 分までにお知らせください。
- (3) インターネットや携帯電話で園への連絡（欠席・遅刻・早退その他連絡事項等）が出来る「コドモン」を導入しています。コドモンの登録等の詳細は入園時に別紙を配布予定です。
- (4) 受診などの理由で登園が 11:00 を過ぎる場合は、昼食を済ませてからの登園にご協力をお願い致します。

5 薬について

原則として、保育園では薬を飲ませたり、塗ったりすることは出来ません。

医師より園での投薬が必要と認めた場合のみ、薬をお預かりすることができます。

看護師または担任にご相談下さい。また薬を持参する際は、以下のことを守ってください。

- (1) 事前に医師に『与薬指示書』を記入していただき、「薬剤情報提供書(説明書)」と一緒に保育士もしくは看護師に直接手渡してください。
また、食物アレルギーに関する薬は保育所生活管理指導票も必要です。
- (2) 薬は医療機関からの処方であること。
市販の薬、解熱剤、座薬、鎮痛剤、保湿クリーム(ワセリン等)はお預かりできません。
病院の処方であっても解熱・鎮痛剤やその他屯用の薬はお預かりできません。
抗アレルギー薬など継続しての内服・使用が必要な薬や屯用の熱性けいれん予防薬に関してはご相談ください。
- (3) 吸入などの医療行為は、園では実施できないことになっております。
- (4) 気管支拡張剤（テープタイプ）をご使用の場合、園児名と日付を記入し登園時に保育士にお伝えください。(※虫よけパッチにつきましては、使用を禁止しています。)
- (5) **予防接種は、お休みの日か降園後にお願いいたします。**
(接種後は安静にして副作用の有無を観察してください)

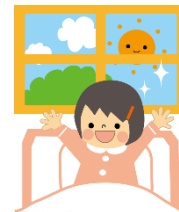
薬を処方していただくときは

- ① 病院を受診する際には「保育園に通っていること」を伝え、登園が可能であるか確認してください。
- ② 朝・夕 2 回の服用の薬にしてもらえるか相談してみてください。
- ③ 3 回服用の場合は、朝・夕・就寝前と時間をずらすことが可能か相談してみてください。

6 保育園での健康管理

発熱（37.5℃）、下痢、嘔吐、感染症の病気を疑うとき、万一怪我をしたときなどは、ご連絡いたします。状態によっては緊急にお迎えを必要とすることもありますので、ご協力をお願いします。また、出張などで連絡先が変わる時には、登園時に必ずお知らせください。保育園では嘱託医と連携しながら園児の健康管理をしています。

- （１） 入園後の健康診断
- （２） 嘱託医による内科健診、歯科検診、眼科検診（４歳児）
- （３） 身体測定
- （４） 感染予防



- ・集団生活の場ですので各種感染予防のための措置を講じています。
- ・予防接種の公的接種の利用についてご家庭のご協力をお願いします。
- ・予防接種を受けた時は、職員に報告をお願いします。

（５）乳幼児突然死症候群（SIDS）防止策

乳幼児突然死症候群（SIDS）とは、それまでの健康状態および既往歴からその死が予測できず、しかも死亡状況調査および解剖検査によってもその原因が特定されない、原則として１歳未満の児に突然の死をもたらす症候群です。

（SIDS診断ガイドラインより引用） 原因はよくわかっていませんが、その多くは１歳未満の乳児期に起きています。育児環境のなかに発生率を高める因子があることがわかっています。ご家庭でもあおむけ寝の習慣をつけましょう。

- ・赤ちゃんを一人にしない
- ・赤ちゃんの様子を定期的に観察する
- ・枕は使わない
- ・顔が見えるように仰向けに寝させる
- ・布団の周囲に危険なものを置かない等、気をつける

（６）アレルギー疾患への対応

お子様がアレルギー疾患により、特に配慮や管理が必要で、保育園での配慮・対応を希望される場合は、職員にお申し出下さい。

除去食、投薬は保育所生活管理指導票を提出していただき、医師の診断の下個々に対応していきます。

7 保育中のけが

軽傷のけがは、園で応急処置をしますが、病院で受診する場合は、保護者にすぐ連絡を入れ、医療機関を確認してから病院に行きます。

8 感染症の登園基準について

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、下記の感染症については登園証明書の提出をお願いいたします。

感染力のある期間に配慮し、お子さまの健康回復状態が集団での保育所生活が可能な状態となつてからの登園であるようご配慮ください。

* **荒川区指定の登園証明書**です。荒川区医師会所属医療機関では証明書料はかかりませんが、荒川区医師会医療機関外での医療機関の証明書料についてはこの限りではありませんのでご注意ください。

(登園証明書は事務室にあります。荒川区ホームページからもダウンロード可能です。)

【にじの森保育園付近の荒川区医師会所属医療機関】

- ・東京リバーサイド病院 ・いなばキッズクリニック ・汐入耳鼻咽喉科 ・汐入眼科クリニック
・南千住こどもクリニック ・かどた内科クリニック ・金子医院 ・東京ほくと医療生協汐入診療所など

*その他の荒川区医師会所属医療機関については、看護師までお問合せください。

様式1

登園証明書

保護者の方へ

保育園は乳幼児が安心して長期的生活を共にする場です。感染症のまん延防止や進行を防ぐことと、子どもたちが一日快適に生活できるよう、予防の観点から付いておこなわれる登園証明書の発行を依頼します。
※努力の出来る範囲で配慮し、子どもの健康回復状況等での発病リスクが同等レベルとなつてからの登園であるようご配慮ください。

医療機関の方へ

診断書につきましては所轄医師会との申し合わせにより無料となっております。診療科は通常診療（救急医療）扱いです。
なお、荒川区立総合医療センター以外の医療機関の診断書についてはこの限りではありません。

様式1-3

新型コロナウイルス感染症 診断・再登園日証明書
(保育園・こども園・幼稚園用)

氏名

住所

平成 年

(印)

通称(仮)

インフルエンザ

通称(仮)

承認(医師)

進行性肺炎

結核

肺結核菌

進行性肉芽

百日咳

重症化(重症)

重症化(重症)

マイコプラズマ

肺炎(重症)

ヘルペスウイルス

ウイルス性(口内)

免疫不全症

免疫不全症

免疫不全症

免疫不全症

その他()

・保健室の方へ

保育園・幼稚園等は乳幼児が集まる長時間生活を行う場所です。感染性の疾患発生や流行を抑えるため、

ことで、子ども

コロナウイルス

感染力のあるま

ようご配慮下さい。

・医療機関の方へ

令和5年3月8日

新型コロナウイルス

感染抑制につ

影響を軽減すべ

い。所轄医師

・保護者の方へ

保育園は乳幼児が安心して長期的生活を共にする場です。感染症のまん延防止や進行を防ぐことと、子どもたちが一日快適に生活できるよう、

ことで、子ども

コロナウイルス

感染力のあるま

ようご配慮下さい。

インフルエンザ診断・再登園日証明書
(保育園・こども園・幼稚園用)

・保護者の方へ

保育園は乳幼児が安心して長期的生活を共にする場です。感染症のまん延防止や進行を防ぐことと、子どもたちが一日快適に生活できるよう、インフルエンザについては、季節性インフルエンザ(重症)の発生を抑えたい。

感染力のあるま、子どもの健康回復状況等での発病リスクが同等レベルとなつてからの登園であるようご配慮下さい。

・医療機関の方へ

令和5年1月より、医療機関の負担軽減及び保護者・子どもの利便性を考え、季節性インフルエンザから「登園証明書」から「インフルエンザ診断・重症化日証明書」に変更になりました。
本診断書にはつきましては、元所轄医師会との申し合わせにより無償となっております。
※重篤な状態(重症)を除き、必要に応じて発行いたします。

なお、荒川区医師会所属医療機関以外での医療機関の本診断書についてはこの限りではありません。

保育園・こども園・幼稚園

氏名

生年月日

年

月

日

発症日・再登園可能日

発症日

日付

登園再開の目安は、
()
の両方を満たす必要がある。

症状軽快日

再登園日

上記の事は、下記の通りインフルエンザに留意していただきます。

・インフルエンザ検査結果

あり(検査日: /)

なし(臨床診断による)

年 月 日

医療機関

医師氏名

発症日・再登園可能日

発症日

1

2

3

4

5

6

7

8

9

日付

/

/

/

/

/

/

/

/

/

/

登園の目安は、① 発症日より翌日から5日間経過していること

② 発症日より翌日から幼児(乳幼児)においては3日間経過していること
の両方を満たす必要があります。

解読日

年

月

日

(保護者の方が記載して下さい。)

再登園日

年

月

日

(保護者の方が記載して下さい。)

登園証明書が必要な感染症

- ◆麻しん（はしか）
- ◆インフルエンザ
- ◆新型コロナウイルス感染症
- ◆風しん
- ◆水痘（水ぼうそう）
- ◆流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
- ◆結核
- ◆咽頭結膜熱（アデノウイルス感染症）
- ◆流行性角結膜炎
- ◆百日咳
- ◆腸管出血性大腸菌感染症
(O157/O26/O111 等)
- ◆溶連菌感染症
- ◆マイコプラズマ肺炎
- ◆手足口病
- ◆ヘルパンギーナ
- ◆ウイルス性胃腸炎
(ノロ、ロタ、アデノウイルス等)
- ◆急性細気管支炎（RSウイルス感染症）
- ◆伝染性紅斑（リンゴ病）
- ◆突発性発しん
- ◆帯状疱疹 など

※感染症にかかった場合は、再登園する前日もしくは当日の朝にもう一度受診をして、医師に登園証明書を記入してもらいましょう。登園証明書は登園時に提出してください。

※医療機関よりデータで送られてきた場合はご自身で印刷してお持ちください。

病名	主要症状	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹（はしか）	発熱、咳、鼻水、結膜炎、口内のコプリック斑（白い斑点）	発熱した1～2日前から発しんがでた後の4日間	解熱後3日を経過していること
インフルエンザ	突然の高熱、咽頭痛、頭痛、関節痛、倦怠感、咳、鼻水	症状が有る期間（発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い）	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過していること（乳幼児にあっては、3日を経過していること）
風疹（三日はしか）	発熱、紅斑、耳下腺・後頸部・後頭部のリンパ節腫脹	発しんが出る前後7日程度	発しんが消失していること
水痘（みずぼうそう）	紅斑から丘疹・水疱・痂皮の順に変化し、かゆみが強い発熱を伴うこともある	発しん出現前1～2日から全ての発疹がかさぶたになるまで	すべての発しんがかさぶたになっていること
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺の痛み・腫れ、発熱	耳下腺が腫れる1～2日前から腫れが出てから5日間	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫れが発現してから5日を経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	発熱・咳・呼吸困難・チアノーゼ（顔色不良）		医師により感染の恐れがないと認めるまで
咽頭結膜熱（アデノウイルス感染症）	高熱、頭痛、咽頭痛、結膜、充血、涙、めやに	発熱、充血等症状が出現した数日間	発熱・充血等の主な症状が消失した後2日を経過していること
流行性角結膜炎（はやり目）	結膜充血、涙、めやに、耳前リンパ節腫脹・圧痛	充血、目やに等症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	かぜ症状から始まり次第に咳が強くなり、特有の咳発作になる。咳は夜間に増強する	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は5日間の適正な抗菌薬による治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症（O157・O26・O111等）	激しい腹痛・頻回の水様便、さらに血便 発熱は軽度		医師により感染のおそれがないと認めるまで
溶連菌感染症	発熱、いちご舌、咽頭痛、発疹、嘔吐	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	発熱、頭痛から発症、数日後から乾いた咳が始まり徐々に湿った咳となる	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手のひら・足の裏・口腔内に小さな水ぶくれ、微熱	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	高熱、口腔内に小さな水ぶくれ・潰瘍、咽頭痛	急性期の数日間	
ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウイルス等）	発熱、嘔吐、吐き気、下痢（ロタは酸臭の強い白色調であることが多い）	症状のある間と、症状消失後1週間	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
急性細気管支炎（RSウイルス感染症）	発熱、鼻水、咳、喘鳴、呼吸困難	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
伝染性紅斑（りんご病）	かぜ症状、頬が赤くなる、手足の紅斑	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
突発性発しん	高熱が続いた後、解熱とともに体に発赤疹が出る	感染力は弱い、発熱中は感染力がある	解熱し、機嫌が良く全身状態が良いこと
帯状疱疹	神経の走行に沿って体の片側に痛い小水痘が出る	水疱を形成している間	すべての発しんがかさぶたになってから
新型コロナウイルス感染症	発熱、咳、頭痛、鼻水、倦怠感、喉の痛み、嘔吐、味覚、嗅覚障害、下痢 ※無症状の場合もある	発症前2日～発症後10日程度	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること

*頭じらみ、水いぼの場合、登園証明書は必要ありませんが感染力があるため病院に受診し、園に連絡をお願いいたします。

Ⅵ 個人情報の保護

にじの森保育園では、「社会福祉法人三樹会 個人情報保護規定」に基づいて個人情報の取り扱いには細心の注意を払います。個人情報の取り扱いにあたっては利用目的を特定して予め保護者の同意を得ます。利用目的を変更する時はあらためて保護者の同意を得てから行います。園行事で映した動画や写真の取り扱いはご配慮いただき、SNS などへの使用は避けてください。

「社会福祉法人三樹会 にじの森保育園における個人情報保護について」別紙①-1, 2

- ・保護者間の個人情報の使用について

保護者同士で情報を交換する場合は目的を明確にし、トラブルのないようにご注意ください。名簿作成やアドレス等の交換については保護者間の同意を得てください。

- ・保護者間の個人情報の適正な管理

自身の子以外のお子さまの情報や写真、行事等の写真やビデオを該当する保護者の同意を得ずに SNS 等に掲載しないでください。

～プライバシーを守るために～

◇保護者の電話番号等、個人情報は公開しておりません。

◇ご家族以外の方による保育の状況や、保護者やご家庭についての問い合わせには応じないようになっております。

Ⅶ その他

＜人権尊重＞

- ・児童憲章、児童福祉法に基づき、個々を尊重しながら保育を展開していきます。
- ・こどもの身体的苦痛や人格を辱めることがないよう保育を実施致します。

◇当法人はカスタマーハラスメント（カスハラ）防止対策を行っています。

職員がカスハラへの対応に悩まされることなく、お子様と向き合うことに専念できるよう皆様のご協力をお願いします。

＜バス乗車について＞

社会福祉法人三樹会 にじの森保育園は遠足及び保育中の移動等で、ミルキーウェイ園バスまたはレンタルバス・車に乗る場合があります。（保険加入済）

乗車の場合は保護者の方の同意が必要となります。乗車に同意されない場合は園内保育になりますので、ご了承ください。

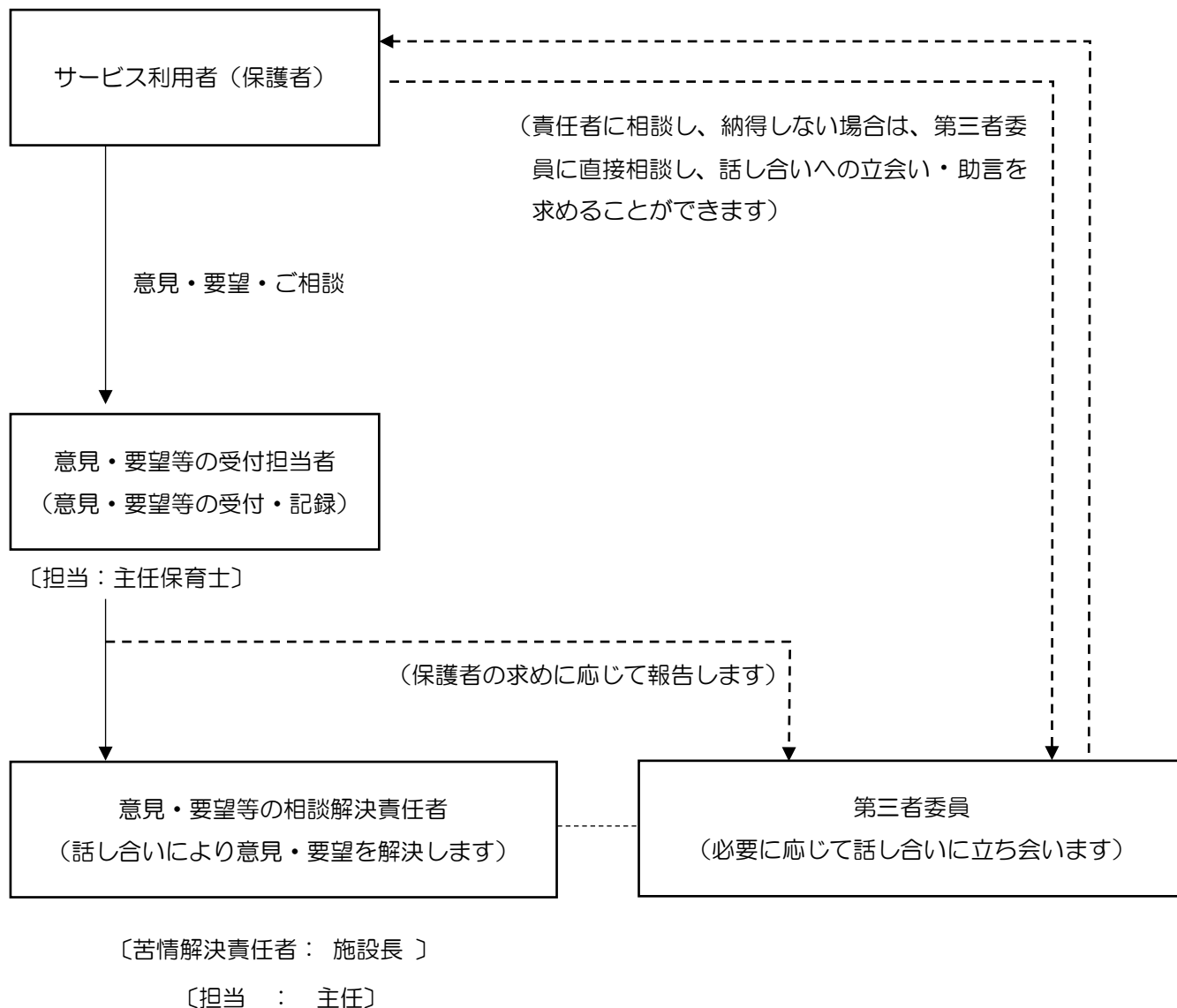


Ⅷ ご意見・ご相談・ご要望対応窓口の設置

◇乳幼児期は人間として育つ最も大切な時期です。この人格形成の大切な時期を家庭と保育者が信頼関係を確立して、共に育児を進めていくことが大切です。

保育園では保護者からのご意見・ご相談・ご要望を受け付けていますので、何かございましたら、保育園にご相談ください。

また、すみやかな解決に社会性や客観性を確保し、保護者の立場や状況に配慮した適切な対応を図るために、第三者委員を設置しています。



（図） ご意見・ご相談・ご要望対応窓口連絡先チャート

荒川区保育課保育支援係
電話03-3802-4847

Ⅸ その他、お願い

～保護者の方へのお願い～

- ◇お休みや遅刻の連絡は、当日の朝 8 時 45 分までにお願いします。（以降の時間はお電話下さい）
- ◇コドモンでの体調不良についての連絡は、いつからの症状など詳細を記載してください。
- ◇朝は9時 20 分までの登園にご協力ください。
- ◇セコムカードを忘れた方は、インターホンでお子様のクラス名、お名前を伝えて下さい。
- ◇保育標準時間の方はお迎えが 18 時 15 分を過ぎるとき、短時間保育の方が9時前の登園、17 時以降のお迎えになるときは、必ず連絡をください。別途料金が発生いたします。
- ◇登降園の際には、必ず保育士に声をかけてください。
- ◇送り迎えの時間や勤務先、連絡先などの変更の際には必ずご連絡ください。
- ◇門・玄関の開閉は、保護者が行い、付近にいるお子様には、十分に気をつけてください。
- ◇暴風雨、その他の災害の時は、早くお迎えをお願いすることがあります。
- ◇下着も含めて、衣服、持ち物すべてに名前を書いてください。
- ◇保育時間中、電話による担任の呼び出しはできる限りご遠慮ください。
- ◇「心地よい目覚めは睡眠から」夜は早めに寝て早起きの習慣をつけましょう。
- ◇お子様のことで困った事がありましたら、なんでも相談してください。
ご家庭と保育園との協力により、健康で明るく思いやりのある子に育てましょう。

Ⅹ 平面図

